

入札参加心得

1 次の各号に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 精神の機能の障害により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) 入札に際して、不正行為等を行なったと認められる者
- (3) 入札日において、指名を取り消されている者
- (4) 入札日において、常勤の現場代理人を確保できない者
- (5) 山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けている期間中である者。
- (6) 委任状を持参しない代理人
- (7) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しない者。但し、入札保証金の納付を免除された者はこの限りでない。
- (8) 前各号に掲げるものの他、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者

2 代理人をもって入札する者は、必ず入札に関する委任状を入札前に入札執行者に提出すること。

- (1) 参加者は、1の(1)又は(6)に掲げる者を入札代理人にすることはできない。
- (2) 参加者は、入札に際し、入札書に使用する印鑑を持参しなければならない。

3 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- (1) 入札を辞退する場合は、書面又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益を受けることはない。

4 次の(1)から(8)の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 無資格者の入札及び記名押印並びに訂正印を欠く入札
- (2) 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
- (3) 要件の記載が確認できない入札
- (4) 一人の入札者、代理人が2通以上の入札、又は2人以上の代理をした入札
- (5) 委任者名を併記しない代理人のした入札
- (6) 再度の入札において、前回の最低価格を上回る入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 発注者において入札通知等入札手続きに瑕疵があったことが判明した入札

5 入札時には、入札執行者に積算内訳書を提出すること。

- (1) 入札書に記載する金額は、消費税を除いた金額とする。

6 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- (1) 再度の入札回数は1回を限度とする。

7 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」で落札者を決定する。
- (2) 落札者は、確認のため入札書に認印するものとする。

8 落札者が契約締結までの間に排除要綱に規定する入札参加除外措置を受けたときは、当該契約を締結しないものとする。

9 落札者は、特別な理由※がない限り落札決定後に契約の辞退を申し出ることにはできない。落札者が契約の辞退を申し出た場合は、山元町建設工事入札参加登録業者等指名停止措置要領第2条の規定により指名停止措置を執ることを教示し、辞退を申し出た者はこれに応じるものとする。

(※特別な理由とは、物価の高騰や社会経済の急激な変化等による正当な理由がある場合をいう)